

熱海市積立基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月16日

熱海市長 齊藤 栄

熱海市条例第6号

熱海市積立基金条例の一部を改正する条例

熱海市積立基金条例（平成29年熱海市条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表中「熱海市国民健康保険給付等支払準備基金」を「熱海市国民健康保険事業基金」に、「国民健康保険の療養の給付、療養費及び高額療養費の支給、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者支援金及び後期高齢者関係事務費拠出金の納付並びに介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による介護給付費・地域支援事業支援納付金の納付に要する費用の支払について、天災その他特別の事情によりその支払に不足を生じた場合」を「国民健康保険事業の健全な運営に資するため」に、

「1 国民健康保険事業  
2 当該年度及びその  
業特別会計歳入歳出予算で定める額

の直前の2年度において行った保険給付等に要した費用の額（保険給付等に関し、被保険者が負担した一部負担金の額を除く。）の1年度当たりの平均額の100分の20に相当する額に達するまで、毎会計年度において国民健康保険事業特別会計の歳入歳出の決算上生じた剰余金から、その平均年額の100分の2以上に相当する額（剰余金はその平均年額の100分の2に達しないときは、その全額）」を「国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算で定める額」に、

- 「1 医療費等が急激に上昇し、その支払いに不足を生じたときに充てるため  
2 災害により、財源に不足を生じたときに充てるため  
3 その他市長が特に必要と認めるときに充てるため」
- を「設置目的」

を達成するための財源に充てるため」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。